

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成31年度 第3回)

会 議 録

会 議 名	平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第3回特別幹事会
日 時	令和2年1月22日(水) 午後1時30分～午後3時
場 所	東京自治会館 第4・第5会議室
出席者	委 員 内山・田淵・谷口・島津・町田・本谷・大和田・藤本(堀越委員代理)・田口・八巻・江川・小延・遠藤・立川
	説 明 者 特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和 (変更) 特定非営利活動法人 自立生活センター・昭島 (変更) 特定非営利活動法人 ハンディキャブこまえ (更新) 特定非営利活動法人 ぶなの樹会 (変更) 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 (更新) 特定非営利活動法人 青梅運行サービス (更新・変更) 社会福祉法人 福生市社会福祉協議会 (更新) 特定非営利活動法人 ケアサービスいずみ (更新) 社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会 (更新) 特定非営利活動法人 にあい福祉サービス (更新) 八王子保健生活協同組合 (変更) 特定非営利活動法人 福祉サービスハウスゆう (更新) 特定非営利活動法人 南陽台地域福祉センター (更新) 社会福祉法人 もくば会 (更新) 特定非営利活動法人 八王子移動サービス・ネットワーク (更新) 特定非営利活動法人 自立生活センター日野 (更新) 特定非営利活動法人 ハンディキャブゆづり葉 (更新)
	事 務 局 清瀬市・東大和市
欠席委員	秋山
議 題	1 開会 2 会議成立報告 3 資料の確認 4 新任委員の紹介 5 会議運営上の確認事項について 6 多摩地域福祉有償運送運営協議会に協議申請された事項の審査等について 7 その他
公開・非公開の別	公 開
非公開の理由	
傍聴人の数	0名

<p>配 付 資 料</p>	<p>事前配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成31年度第3回特別幹事会・第2回運営協議会協議予定団体一覧 • 福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表（13団体） • 福祉有償運送 対価変更協議依頼書（5団体） <p>机上配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> • 資料1 平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第3回特別幹事会審査団体要件確認一覧表 • 資料2 需給状況等一覧 • 資料3 多摩地域福祉有償運送運営協議会 特別幹事会委員名簿
----------------	--

平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第3回特別幹事会

令和2年1月22日

【会長】 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第3回の特別幹事会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

また、年も明けまして令和2年になりましたが、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、机上に配付しております次第に従いまして、進めさせていただきますと存じます。

初めに次第の2、会議の成立について事務局より報告をお願いします。

【特別幹事会事務局】 事務局より、会議の成立について報告をさせていただきます。設置要綱の規定では、特別幹事会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととなっております。本日は委員15名中14名の出席をいただいておりますので、会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、次第の3、資料の確認及び次第の4、新任委員の紹介について事務局よりお願いします。

【特別幹事会事務局】 事務局より配付資料についてご説明させていただきます。

初めに第3回特別幹事会次第、次に資料1、審査団体要件確認一覧表、資料2-1から2-10といたしまして各市の需給状況等一覧、最後に資料3、特別幹事会委員名簿でございます。このほか、各委員には、事前に本日審査をいただく各団体の要件確認表等をお送りしております。

資料の不足等がございますか。不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

続きまして、新任委員のご紹介をさせていただきます。資料3、特別幹事会委員名簿をごらんください。表の下から3つ目でございます幹事会構成市町村代表、北多摩西ブロックの委員に変更がございました。変更は11月1日付の人事異動によるものでございます。

委員より、一言ご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

【委員】 11月1日付で、前任の昇格により異動してまいりました。よろしくお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 ありがとうございます。事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど事務局より資料の確認がございましたけれども、資料の不足等はないということに進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして次第の5でございます。会議運営上の確認事項について、事務局より説明いたします。よろしくお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、事務局からご連絡をさせていただきます。本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、お手元のマイクを引き寄せまして、「要求」と書かれたボタンを押しますと、赤いランプがつけます。ランプがつけましたら、氏名を述べてからお話をいただき、発言が終わりましたら、終了ボタンを押していただきますよう、お願い申し上げます。本日は会場の都合により、一部を除き、マイクが2人につき1本となっております。大変ご不便をおかけしますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、公開用の会議録は発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更させていただきます。また、この特別幹事会は、原則公開となっております。ただし、公開することにより会議の妨げになると会長が判断した場合には、非公開とすることができる規定となっております。

最後に、会議を傍聴される方にご連絡いたします。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくこととなっておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして次第の6、多摩地域福祉有償運送運営協議会に協議申請をされた事項の審査に入りたいと思います。

本日は前回同様、数多くの協議がありまして、19件の協議がございます。前半に9件の協議を行い、団体の入れかえを兼ねまして10分間程度の休憩を挟み、休憩後に後半として10件の協議を行う予定でございます。前回同様、円滑な審査にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、前半のN o. 1 からN o. 9 までの各団体の申請概要等について、初めに事務局より説明をお願いしたいと思います。

【特別幹事会事務局】 それでは、事務局よりご説明させていただきます。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認してごさいます。東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の配備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事務記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体を確認してごさいます。重大事故の発生は、各団体ともごさいません。法令の遵守につきましては、各団体より宣誓書の提出を受けております。

資料1、審査団体要件確認一覧表をごらんください。今回は、更新登録申請が13団体14件、変更登録申請が5団体5件ごさいます。

事前にお送りしております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保管してごさいますので、必要があればお申しつけいただきたいと存じます。

それでは、申請概要等につきまして、N o. 1 からN o. 9 まで順にご説明させていただきます。

N o. 1、東大和市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・東大和でごさいます。運送の対価に変更がごさいます。

N o. 2、昭島市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・昭島でごさいます。運送の対価及び運送の対価以外の対価に変更がごさいます。

N o. 3、狛江市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえでごさいます。運転者及び会員数に変更がごさいます。

N o. 4、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でごさいます。運送の対価及び運送の対価以外の対価に変更がごさいます。

N o. 5、稲城市所管の社会福祉法人稲城市社会福祉協議会でごさいます。運転者、運行管理責任者、会員数及び損害保険に変更がごさいます。

N o. 6、N o. 7、青梅市所管の特定非営利活動法人青梅運行サービスでごさいます。代表者、運転者、運行管理責任者及び会員数に変更がごさいます。あわせて、運送対価以外の対価に変更がごさいます。

N o. 8、福生市所管の社会福祉法人福生市社会福祉協議会でごさいます。運転者、運行管理責任者、運送対象、会員数及び損害保険に変更がごさいます。

N o. 9、福生市所管の特定非営利活動法人ケアサービスいずみでごさいます。運送対象

及び会員数に変更がございます。

前半のNo. 1からNo. 9までは以上となります。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、前半の8団体、9件を一括で審査に入りたいと思います。補足説明等がございましたら、所管の各市からお願いしたいと思います。なお、団体数が非常に多いことから、各市の需給状況等につきましては、資料2-1から資料2-7をごらんいただけますようお願い申し上げます。当該需給状況等に関するご質問等があります場合は、後ほどの質疑応答の際にあわせてお願いしたいと思います。

それでは、初めに自立生活センター・東大和につきまして、東大和市さんからお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【東大和市】 東大和市です。よろしくお願いいたします。

今回の申請につきましては、先ほど事務局からご説明がありましたとおり、対価の変更でございます。変更の理由としましては、消費税の増税により、移送サービス事業の経費が上がり、団体の運営の安定性を保つためでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

次に、自立生活センター・昭島につきまして、昭島市さんからご説明をお願いいたします。

【昭島市】 昭島市でございます。よろしくお願いいたします。

変更となりますのは、運送の対価及び運送の対価以外の対価でございます。変更の内容につきましては、1時間当たりの料金1,000円を1,080円に、1時間以降15分ごとの加算料金250円を270円に、資料記載のとおり変更させていただきます。また、走行距離1キロごと70円に基づく加算料金は据え置くものでございます。また、運送対価以外の対価である介助料金につきましては時間単価を根拠としておりますので、あわせて変更させていただきます。

なお、変更理由につきましては、前回の単価を変更させていただきました平成26年4月以降、最低賃金の引き上げ状況、消費税率の改正などを踏まえまして、法人の運営状況なども勘案する中で、変更させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、次にハンディキャブこまえにつきまして、狛江市さんよりご説明をお願いいたします。

【狛江市】 狛江市でございます。よろしくお願いいたします。

No. 3、NPO法人ハンディキャブこまえについてご説明いたします。こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。昨年11月29日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の高齢ドライバーは3名おります。運転者の健康管理等については、全乗車員に対し運転日報等を活用し、健康状態の確認を行うほか、健康診断の受診等により、体調の把握に努めている状況をご報告いたします。

補足は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次にぶなの樹会につきまして、清瀬市より説明をお願いします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。よろしくお願いいたします。

No. 4、特定非営利活動法人ぶなの樹会の変更協議についてご説明いたします。変更となるのは、運送の対価及び運送の対価以外の対価でございます。変更の理由としましては、事業所として、福祉有償運送事業単体での赤字が続いており、今回の改定により赤字を解消し、運転協力者の処遇改善につなげるためのものがございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして稲城市社会福祉協議会につきまして、稲城市さんより説明をお願いいたします。

【稲城市】 稲城市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

No. 5、社会福祉法人稲城市社会福祉協議会につきましてご説明を申し上げます。こちらは更新登録でございまして、前回からの変更点につきましては、事務局から説明いたしましたとおりでございます。とりわけ運転者は12名から9名に変更となっておりますが、こちらは定年とか、家庭の事情等による申し出があったものと承っております。法人事務所につきましても、昨年11月22日に訪問いたしまして、運行記録簿等の書類を確認してまいりました。使用車両等につきましても確認しまして、適正に管理・運営がなされている状況を確認いたしましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次に青梅運行サービスにつきまして、青梅市さんより説明をお願いしたいと思います。

【青梅市】 青梅市でございます。よろしくお願いいたします。

N o. 6、特定非営利活動法人青梅運行サービスにつきましてご説明いたします。こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。令和元年11月14日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。

なお、当法人には70歳以上の運転協力者が4人おりますが、年1回の健康診断の受診とその内容の把握、運行前の対面による体調確認を行っております。また、70歳以上の運転協力者につきましては、介助者が必要な場合、助手席に同乗し、おおむね補佐的な運行などの依頼はしますが、遠距離の運行の依頼は行っておりません。

続きましてN o. 7、特定非営利活動法人青梅運行サービスの変更協議についてでございます。変更となるのは、運送の対価以外の対価でございます。変更の理由につきましては、スカラーモービル、移動式階段昇降機は、車椅子などの利用者がエレベーターのない建物に行く、あるいは自宅マンションにエレベーターがないなどの状況で、スカラーモービルの要望があり導入いたしました。しかし、近年バリアフリー化が進み、ここ数年間は利用実績がなく、スカラーモービルの役割は終了したということ、また、機材の老朽化を機会にサービスを廃止するというところでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、最後に福生市社会福祉協議会及びケアサービスいずみにつきまして、福生市さんより説明をお願いしたいと思います。

【福生市】 福生市でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めにN o. 8、社会福祉法人福生市社会福祉協議会についてご説明いたします。こちらは登録更新になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。昨年11月25日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても確認し、適切に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。なお、高齢ドライバー3名についての対応でございますが、運転前、運転終了後に、ドライバーに体

調などの確認、声かけなどを実施しております。

続きましてNo. 9、特定非営利活動法人ケアサービスいずみについてご説明いたします。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。昨年11月26日に特定非営利活動法人ケアサービスいずみの事務所を訪問し、運行記録等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても確認し、適切に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、前半の8団体、9件につきまして、各市より補足の説明が終わりました。ここからは委員の皆様によりまして、ご意見、ご質問等をいただく時間にしたいと思います。ご意見、ご質問等ございましたら、挙手の上お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 事前に事務局にこのペーパーを回しているのですが、内容としては主な会員の増減理由、タクシーの運賃比較で、比較表が間違っている。例えばタクシーの料金で端数が出ている団体があったりとかして、そこが違っているところが、多分、NPO自立生活センター・昭島さん、これは端数がついている。あと稲城市社会福祉協議会ですと、230から185名まで減ってしまっているのと、タクシー運賃の比較としては、ひょっとしたら予約料金を言っているのかもしれないですけども、この中で言うとハンディキャブこまえさんの表が一番わかりやすく、それと比較すると、みんなばらばらになっています。場合によっては、今度タクシーの料金が変わりますけれども、この協議会でそれを持っておけば、「それと比較すればいいよ」としないと、各NPO法人さんの、わかりやすく言うとかわざわざ調べる手間もあるかと。ですから、こまえさんのほうはすごくシンプルにできているので、例えばこういうのを統一で作ってあれば、NPOさんが楽になるのかと。

ですからそのような形で、迎車料金に関して言えば、ケアサービスいずみさんも違っていると。

前回の協議会のときに、車歴が古いものに関してというのがございまして、そうしますと、ハンディキャブこまえさんで平成21年なのでもう約10年たちましたと。青梅運行サービスさんですと、平成12年9月、20年1月、福生の社会福祉協議会では平成12年、13年、18年でございます。エンジンの中はみてみないとわからないよねということがあるので、そこはもう車検さえ通ってればいいというものもあるのですが、ただ、動いているからいいよねというものも十分ありますけれども、タクシーの場合は動いているけど、距離がい

ったら交換するということがあるのです。車というのは多額の出費になるので、使えるものはとことん使っていただければという形なので、そちらの距離、自家用車は大体10万キロぐらい走ってしまうと不具合がでて、一番ひどい場合ですと、いきなりエンジンがパリーンと割れて動かなくなってしまうとか、そのようなケースもあったりするのです。ですから、たしかこの表は共有されているという形なので、次回のときまでに、こちらの下に書いてあるところに、例えば古いのがあった場合、何年のものは走行距離がどれぐらいというものをに入れてはどうか。古くても、多分、走行距離が5万キロ、8万キロとかいうケースもあるかもしれないので、そうした場合であれば、誰が見てもというか、安心的に、きちんと車検を通っていますという形がありますので、次回のときまでに各市さん、そこについてNPOさんに聞いて調査しておいていただければと思います。

以上です。

【会長】 そうすると、資料の適正化というのは、特別幹事会については今回が本年最後になるのですが、これからも例年続いていくものですから、来年度の資料については、今言ったご意見を踏まえた上で、適正化していくという流れでよろしいでしょうか。それとも次の…。

【委員】 というのは、前回この話が出ていたので、それを反映していないのはおかしいよねということです。

【会長】 なるほど。

【委員】 そうですね。前回そういう意見が、たしか利用者の委員さんから出たと思うのです。それは不安だから出ているのです。そうすると、次年度からではなくて今年度から取り組んではいかがか。

あともう一つ、1つは提案です。都内ですと個人タクシーに乗ったときに、「運転手さん何歳？」と聞いて、年齢次第では乗らない人が出てきているというのが最近の傾向でございまして、例の通産省の方が事故をしてから、その辺、ものすごくナーバスになっている方がいらっしゃいます。あれは結構テレビでも取り上げられているので、そうすると何歳のドライバーが行きますけれどもよろしいですかと。これは各団体さんによって事情が違うので、ですからそのような、さっき見たところ75を定年にしているようなところもあったりしますけれども、利用者さんがそれで納得すれば問題ないと言うのも語弊があるのですが、ただ一種のそういう注意喚起をしなければいけない時代になってきているかという気がします。一応、各団体で利用者さんがいいよと言えば、それはそれでお互い助け合いという側面

もごさいますので、利用者さんにとって、明日からお迎えにあがれませんというのが一番困ってしまうと思いますので、何かその自主ルールみたいなものをこの場で決めてもいいですし、各団体さんでそういう注意喚起、何歳のドライバーが行くけれどもよろしいですね、誰々さんが行くけれどもよろしいですねというのをやって、そこをチェックしないで有償運送をやっていたのかという形ではなくて、そういうのが今日の特別幹事会で出て、チェック項目が増えましたということによって、将来、利用者さんから何らかの訴訟という可能性はないかもしれないですけども、世の中が変わっていますので、そのようなことをつけ加えさせていただけたらいいのかと思いました。

以上です。

【会長】 それでは、特別幹事会の引き継ぎ事項としてしっかりと、議事録に残しておきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、ほかにご意見、質問等がございましたら、続けてお願いします。

【委員】 ただいまの委員の提起ですけれども、これは次回の運営協議会で、それまでに資料を準備することはしなくてもよろしいですか。次年度の特別幹事会の引き継ぎ事項にしましてよろしいでしょうか。

【会長】 私は特別幹事会の会長をしているので、運営協議会の会長市さんと話した上で、次の運営協議会が2月13日かと思いますけれども、日にち的にそれが可能なかどうか。それから、1回目の協議については全て整って運営協議会を通しておりまして、2回目、3回目、今日の特別幹事会のものについて、次の協議会にかけることとなりますので、当然、これは安全面等で必要なご意見などは承知しておりまして、そこに間に合わせられれば、さらに安全性等が確保されるかとは思いますが、あとは時間的な関係等がございますので、運営協議会の事務局と話した上で、可能であればということでもよろしいですか。それとも、どうしてもこれはもう絶対必要なものだから時間等を勘案して何とか載せるべきだというご意見と受けとめたほうがよろしいでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

【委員】 車に行って車検証を見て、メーターを見ればいいだけなので、そんなにかかる手間はいいですね。運転手さんに、「すみません、走行距離を見ておいて」と言えばそれですぐ市に電話して終わりです、そんな手間はいいと思うのです。ただ、70歳以上とか75歳以上は、各団体の自治に任せたほうがいいのかという気がしますので、ですから、そういう単純に見て報告して、電話するだけという形であれば、間に合うと思うのです。そちらに関しては、次回までにぜひ間に合わせていただければありがたいと思います。

【運営協議会事務局】 運営協議会事務局、東大和市でございます。ただいま委員にご指摘いただきました車の走行距離のお話ですけれども、今お話がありましたとおり、各市町村を通じて、事業所へ調査をかけて、載せるということを次の2月の運営協議会のときまでには、本日来ている団体さん、それから前回10月の特別幹事会の案件も、会長がおっしゃるとおり次の運営協議会に係りますので、そこも含めて、できる限りの範囲で調査をかけさせていただいて、資料の追加提出という形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】 今、運営協議会事務局からそういうご回答をいただきましたので、できる範囲でぜひやらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ほかの質問、意見等ございましたら続けてお願いしたいと思います。

【委員】 幹福社会と申します。先ほど委員から出たタクシー料金、料金比較表の件、とてもいい意見で私も賛同しますけれども、また運営協議会でこの件について協議され、決まるものかと思うのですが、もしこういったものを出すよ、運営協議会でこういった案を出すよというものがあったら、私は特別幹事会の委員ではありますけれども、私も確認させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

もう1点、自立生活センター・昭島さんに質問させていただきたいのですけれども、今回、対価以外の対価の変更の申請を出されているかと思うのですが、その中で介助料金について、これは新設されるということですか。介助料金を新たにとると、今までなかったものですね。

【自立生活センター・昭島】 金額が変わるだけです。

【委員】 料金の金額が変わるだけ。ありがとうございます。申しわけない、そちらは大丈夫です。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 それでは、また意見、質問等ございましたら、引き続きお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【委員】 桜美林大学です。1点は、委員のご提起とかぶるのですが、タクシーの運賃表は、次の運営協議会までに準備して、資料を整えることは可能ですかということが1点です。それからもう一つは、先ほど委員がご質問した介助料金ですけれども、介助料金については、ご存じのように道路運送法、この運営協議会でも、協議ではないのですが、ただ介助料金の

中身については、ほかの運営協議会でもよくいろいろと質問がありますので、1時間1,080円、変更前は1000円ですけれども、この中身はどのような介助でしょうかという質問です。教えていただければと思います。

【会長】 よろしいでしょうか。

【自立生活センター・昭島】 自立生活センター・昭島です。介助料金の内訳といいますか、単純に時間料金の人件費等がそのまま介助料金ということです。

【委員】 突っ込ませていただきますけれども、私の質問はどのような介助をされていますかと。

【自立生活センター・昭島】 介助内容ですか。

【委員】 内容は何ですかという質問です。その対価が変更前は1,000円で、変更後は1,080円だと思いますけれども、ここはなぜ質問するかというと、団体によっては3,000円とか5,000円とか、ものすごく介助料金を取っているところもあるのです。団体間でかなりばらつきがありますので、どのような介助をなさっているのかというところに疑問がありまして、教えていただければと思います。

【自立生活センター・昭島】 原則的に運転手は介助しないですけれども、例えば利用者が買い物に行きたいと。行った先でお店の中で車椅子を押してくださいとかいう部分が発生した場合、運転手はその部分をやらないですけれども、その部分は例えば利用者がヘルパー、介助者、ご家族なりを用意していただければいいのですが、それができない場合、こちらが1人誰かを用意しますと、その分の人件費として1,080円。なので、利用者が必要で、なおかつ運転手が、または例えばストレッチャーを使う場合、運転手一人では対応できない場合に、もう一人こちらから用意しますと、そのときに必要な部分がこの介助料金になります。

【委員】 ありがとうございます。私もかなり長く運営協議会の委員をやっていて、この辺はグレーだと感じているところがありますので、例えばトイレ介助とか店舗でトイレを借りるとか、金銭の授受といったことも含まれるのでしょうか。

【自立生活センター・昭島】 そういっははないです。あくまでも車椅子を押すとか、ストレッチャーを使っいてストレッチャーを押すとか、そういう部分です。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、1点目はタクシーの運賃表との比較の部分で、先ほどわかりやすい試算もある

ということで委員からお話がありましたけれども、この後の休憩時間、もしくは会議終了後に事務局に、多分、こんな形がというのが、委員の頭の中にきつとわかりやすい表がイメージされていると思うので、それを教えていただいた上でそれが可能であれば実施させていただきたいと思います。

【委員】 狛江市さんの例が一番わかりやすいのではないかとということと、あと金額が間違っていないという形なので、それと比較するとよろしいかと思えます。ちょうどNo. 3のハンディキャブこまえさんの下のところが一番いいと思えますが、ただ2月1日から変わってしまうのですけれども、一応こちら。ほかのところを比較すると、迎車時の料金に例えばさっきの昭島の場合は何円という形で端数がついていたりとか、多分、知らない人が計算するとこうになってしまうのかという形があるのです。多摩地区自動認可運賃料金表の上限というものがあって。ですから、例えば昭島市と比較するとわかりやすいと思えますけれども、昭島市ですと、普通車のところで5キロ1,736円、1,934円とか、そういう金額はないですね。それとエイヤでつくってしまっているという可能性があって、知らない人にこういうのをつくらせるのはかわいそうというか、日々ほかのことに忙しいので、そうすると例えば北多摩はこうですよというのがあれば、これに対して上のところに自分たちを入れればいいですよという形にしてあげたほうが、いちいちそういう細かいところに突っ込んでもしようがないので、多分、これはタイプミスに相当すると思うのです。あと迎車のところも、極端な場合、予約料金の420円を乗せているところと、迎車料金だけとかばらばらになっているので、ですから同じタクシー運賃なので、解釈によっていろいろ変わったりするのもおかしくなってしまうので、それと統一的に比較したほうがいいのではないかとということです。

【会長】 会長が素人な質問で申しわけないですけれども、例えば狛江市さんのように世田谷区さんと接しているところと、逆に言うと多摩の中のほうというか、料金は違うものですか。

【委員】 例えば今日は来られていないですけれども、練馬と西東京市で、すずらんの会さんがやっているのですが、練馬と西東京市で値段が違います。都内の運賃となっていますから、そうなると、協議会というのはそもそも市町村内においてという話になっているので、隣でやっているのは制限がないのです。でも、その隣の練馬区でやっている場合は、わかりやすく言うと値段が違います。同一団体ですけれども、そのエリア内のタクシーと比較するという形になっていますので、ですからそのような実例もございます。

【会長】 そうすると、事務局でそれぞれうちに今加盟している市さんの運賃基準が、多分幾つかパターンがあって違うわけですね。それを事務局で全部把握しておいて、それぞれの担当市には事務局がつくった基準表の上に、自分のところの資料をつくるのが。

【委員】 そのほうが一番…。

【会長】 公平だということですね。

【委員】 というのは、NPOさんにできるだけ負担をかけさせたくないというのが正しくて、多分、この更新の時期にバタバタと慌てて調べるといいうケースになっていると思うのです。ですから極端な場合、こちらの青梅の形ですと、同じ表を使っているのですけれども、迎車料金が実は1,160円、2,240円、3,860円、7,190円と微妙に60円違っていたりとかするのです。そうすると、どっちが正しい、正しくないということではなくて、違ってしまっているのです。

【会長】 運営協議会事務局よりもアドバイスをいただいていたのですけれども、今の構成市だと、多分2種類の基準表ではなかろうかというご指摘がありまして、そういうことであれば、その2種類について事務局でご提示できれば、そのようにできると思います。それらができる時期につきましては、申しわけないですが、次の運営協議会でできるのか、もしくは次年度の幹事会から始めるのかについては、事務局同士で検討させていただくことでよろしいでしょうか。

【委員】 意味としては、NPOさんの現場に負担をかけたくない。いちいちそのたびにこんなの、こんなのと言うと語弊がありますけれども、調べるのにネットで調べて何やるとかやるよりか、もう統一のものがきてくれているとすれば、これとうちを比較すればどうですという形で、今、ただでさえ働き方改革で残業ができないというときに、それを調べるだけで10分から20分かかってしまうのが現場のしわ寄せになってしまうのかと。このような形で協議会に示しておいてくだされば、それと比較するだけでいいよね。多摩地区の場合は全地域が同じ形になっているのです。ただ、迎車料金とか予約料金が会社によって一部違っているところもありますけれども、その標準料金みたいなのがあれば、現場の事務負担が減るのかという内容でございます。

以上です。

【会長】 それでは、どちらにしても事務局間で話し合いをさせていただきたいと思えます。1点確認したいのは、先ほど委員から、改定があるというようなお話がありましたが、これから今年度内にありそうかどうかということですか。

【委員】 2月1日から変わったのです。

【会長】 なるほど。そうすると、2月1日に出されたものをベースにつくる資料なので、13日に間に合うかどうかは事務局間で話し合わせていただいているということでしょうか。できる時期に到達したときに、適正化させていただくということでしょうか。

事務局間でそのような話し合いをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、この質疑につきましては収束させていただきまして、ほかの質疑、意見等ございましたら、挙手にてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。後半も件数が控えておりますので、それでは、前半の8団体、9件につきましては、特別幹事会では、資料等につきましては意見等をいただきましたけれども、了承ということで運営協議会に諮りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、前半予定しておりました8団体、9件につきましては終了とさせていただきます。

ここで前半の団体と後半の団体の入れかえもごございますので、10分間程度の休憩をとらせていただきたいと思います。会場の時計が今2時10分でございますので、2時20分から後半の部を再開させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。前半の団体さんにつきましては、どうもありがとうございました。

(休 憩)

【会長】 それでは、会議を再開したいと思います。後半はNo.10からNo.19まででございます。各団体の申請概要及びマイクの操作方法について、事務局より説明をお願いします。

【特別幹事会事務局】 それでは、事務局よりNo.10からNo.19についてご説明させていただきます。

No.10、瑞穂町所管の社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会でございます。代表者、運転者及び会員数に変更がございます。

No.11、瑞穂町所管の特定非営利活動法人にあい福祉サービスでございます。代表者、運転者、運行管理責任者及び会員数に変更がございます。

No. 12、八王子市所管の八王子保健生活協同組合でございます。運送の対価以外の対価に変更がございます。

No. 13、八王子市所管の特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆうでございます。使用車両及び運転者に変更がございます。

No. 14、八王子市所管の特定非営利活動法人南陽台地域福祉センターでございます。使用車両、運転者、運送対象、会員数及び損害保険に変更がございます。

No. 15、八王子市所管の社会福祉法人もくば会でございます。運転者、運送対象及び会員数に変更がございます。

No. 16、八王子市所管の特定非営利活動法人八王子移動サービス・ネットワークでございます。運送主体の所在地、使用車両、運転者、会員数及び損害保険に変更がございます。

No. 17、No. 18、八王子市及び多摩市所管の特定非営利活動法人自立生活センター日野でございます。運送主体の名称、使用車両、会員数及び損害保険に変更がございます。

No. 19、多摩市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。使用車両、運転者、運行管理責任者、会員数及び損害保険に変更がございます。

後半のNo. 10からNo. 19までは以上となります。

ここで団体の入れかえがありましたことから、再度マイクの操作方法についてお伝えさせていただきます。発言される方はお手元のマイクを引き寄せまして、「要求」と書かれたボタンを押しますと赤いランプがつきます。ランプがつきましたら氏名を述べてからお話しいただき、発言が終わりましたら終了ボタンを押していただきますようお願いいたします。本日は会場の都合により、一部を除きマイクが2人につき1本となっております。大変ご不便をおかけいたしますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、後半の9団体、10件につきまして一括で審査に入りたいと思います。補足説明等がございましたら、所管される各市からお願いしたいと思います。なお、各市の需給状況等につきましては、資料2-8から資料2-10をごらんいただけますようお願い申し上げます。

それでは、瑞穂町社会福祉協議会及びにあい福祉サービスにつきまして、瑞穂町さんから説明をお願いしたいと思います。

【瑞穂町】 瑞穂町です。よろしくお願いたします。

№.10、瑞穂町社会福祉協議会についてご説明いたします。こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。本年11月12日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。なお、高齢ドライバーにつきましては、ご本人、団体からも健康診断の実施を促し、受診している状況でございます。また、運転乗車前にも対面チェックを行い、健康状況を判断しております。

続きまして、№.11、にあい福祉サービスです。こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。本年11月13日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。なお、高齢ドライバーについても運転者の健康診断、ご自身で受診していただいたり、団体からも受診を促しております。また、乗車前には対面チェックを行い、運行の状況を確認しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次に八王子保健生活協同組合から自立生活センター日野までの6団体につきまして、八王子市さんより説明をお願いしたいと思います。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしく願いいたします。

まず初めに、№.12、八王子保健生活協同組合の変更協議についてご説明いたします。変更となるのは、運送対価以外の対価でございます。迎車回送料金が1回200円だったところ、1回250円に変更を希望しております。変更の理由につきましては、ガソリン代等の上昇により、現在の対価での運営が採算上厳しくなってきたことから、対価を上げるものであります。

続きまして、№.13、特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆうについてご説明いたします。こちらは更新登録になります。前回からの変更は、事務局説明のとおりでございます。昨年11月15日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。なお、使用車両に係る変更届については、昨年12月26日に東京運輸支局に提出済みであることを確認しております。70歳以上の運転協力者は4名となります。運転協力者には健康診断の受診及びその状況の把握と対面での点呼を行っており、健康状態等を確認しております。

続きまして、No. 14、特定非営利活動法人南陽台地域福祉センターについてご説明いたします。こちらでも更新登録になります。前回からの変更は事務局説明のとおりでございます。昨年11月13日と本年1月16日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両及び新規入れかえ車両についても確認し、適正に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の運転協力者はおりません。運転協力者には対面での点呼を行っており、健康状態等を確認しております。

続きまして、No. 15、社会福祉法人もくば会についてご説明いたします。こちらでも更新登録になります。前回からの変更は事務局説明のとおりでございます。昨年11月15日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の運転協力者は1名となり、内部の送迎業務を主としているとのことです。運転協力者には健康診断の受診及びその把握と対面での点呼を行っており、健康状態等を確認しております。また、八王子800さ8632の車両の車検証につきましては、有効期限が令和元年12月26日となっておりますが、更新済みであることを確認しております。新しい車検証は第2回運営協議会の際に差しかえいたします。

続きまして、No. 16、特定非営利活動法人八王子移動サービス・ネットワークについてご説明いたします。こちらでも更新登録になります。前回からの変更は事務局説明のとおりでございます。昨年11月13日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の運転協力者は1名となります。運転協力者には健康診断の受診及びその把握と対面での点呼を行っており、健康状態等を確認しております。

続きまして、No. 17、特定非営利活動法人サポート日野についてご説明いたします。こちらでも更新登録になります。前回からの変更は事務局説明のとおりでございます。昨年11月12日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の運転協力者はおりません。運転協力者には対面での点呼を行っており、健康状態等を確認しております。また、八王子880あ1450の車両の車検証につきましては、有効期限が令和2年1月15日となっておりますが、更新済みであることを確認しております。新しい車検証は第2回運営協議会の際に差しかえいたします。また、当該団体は令和元年12月4日付で名称を自立生活センター日野に変更しております。名称変更後の書類は、第2回運営協

議会の際に差しかえいたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次に自立生活センター日野及びハンディキャブゆづり葉につきまして、多摩市さんより説明をお願いしたいと思います。

【多摩市】 多摩市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、No. 18、No. 19と引き続きご説明いたします。No. 18のNPO法人サポート日野につきましては、今、八王子市さんから説明がございましたので、説明になかった分だけ補足で説明させていただきたいと思います。事前配付の要件確認表の様式1でございますが、自動車検査証の更新に伴う修正につきまして、八王子880あ1450の車両につきましては、有効期限が令和2年1月15日でございますが、先日更新されたということで、令和4年1月15日となりましたので、その部分については後ほど資料の差しかえをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、No. 19、NPO法人ハンディキャブゆづり葉についてご説明いたします。こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、先ほどの事務局説明のとおりでございます。昨年11月15日に法人事務所を訪問いたしまして、運行記録簿等の書類を確認いたしました。また、使用車両につきましても確認し、適正に管理・運営がなされている状況をご報告いたします。65歳以上の運転者につきましては、独立行政法人自動車事故対策機構の適齢診断を受診し、その結果をもとに保健師が個別面接を実施しておりまして、運転者自身の日々の健康管理に対する意識を向上させるとともに、状況を確認しております。なお、本事業所につきましては、75歳の定年制を設けているところでございます。資料中、タクシーの運賃料金比較表についてですが、タクシー料金の記載が令和元年10月1日以前のものとなっておりますので、大変申しわけございませんが運営協議会の際には差しかえさせていただきたいと思います。

お手元の要件確認表の中の様式1につきまして、自動車検査証の更新に伴う修正でございますが、No. 2の多摩580ゆ1845の車両につきましては、有効期限が令和元年12月25日と記載がございますが、先日更新いたしまして、令和3年12月25日に変更になったことを確認しております。後ほど修正させていただきたいと思います。また、あわせて様式2、運転者要件一覧表の中でNo. 3の運転免許の有効期限が令和2年1月16日までの者がおりますが、この方に関しましても、令和5年1月16日と更新されたことを

確認しております。これについても後ほど資料を更新させていただきたいと思います。申しわけございません。

以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、後半の9団体、10件につきましての補足説明が終わりました。これから委員の皆様によるご意見やご質問を頂戴する場にしたいと思いますが、今回、団体が多い関係で、前半、後半を分けておりまして、前半の団体の審議につきまして幾つか質問、意見等がございました。その中で10年以上の車両を有する事業者さんにつきまして、資料の適正化ということでご意見を頂戴しまして、次回運営協議会が2月13日にありますけれども、それまでの間に各自治体を通した上で各事業者さんに若干の調査をさせていただく。調査することは運営協議会の事務局からも了承を得ておりますので、させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、タクシー運賃表の比較につきましては、それぞれの団体さんで若干端数がついていたり、少し差異があるというお話がありまして、適正化するためにも、事務局側から正しい運賃表を提示して、それをベースに比較するべきだというご意見をいただきました。それにつきましては次の運営協議会になるのか、もしくは次年度以降、次の審査のときになるのかわかりませんが、一番早い、間に合わせられる時期でやりたいということで、事務局間で調整を図ることになっておりますので、そこにつきましてもご了解、ご了承をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして質疑応答の時間としたいと思います。質疑、意見等がございます方は、挙手の上お願いしたいと思います、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 自立生活センター・東大和と申します。

教えていただきたいのですが、ケアサービスいずみさんですが、会員の方は13名で、人数が少ないわりに車が多いかと思っていて、どんなふうに車の維持されているのかと。ごめんなさい、前半の団体でした。じゃあ、結構です。

【会長】 いいですか。申しわけないです。

【委員】 間違えました、前半でした、すみません。もう一つお聞きしたいのですが、八王子のサービスハウスゆうさんですが、前回と比べて会員数が随分減っているかと思っておりますが、このあたりどういうご事情でというか、どういうことで人数が減った

のか教えていただきたいと思います。

【会長】 よろしくお願ひします。

【福祉サービスハウスゆう】 八王子の介護サービスゆうです。今ご質問いただきましたが、会員が86名から48名に減っているのですが、この一番大きい原因はドライバー不足であって、しかもそのドライバー不足でもってきて、運転だけ、福祉有償運送だけしているドライバーは誰もいないのです。みんな介護保険とか、障害者総合保険とかいったもののほうを兼務している関係で、どうしても急に幾日、何時に来てくださいと言われても対応できない状況で、そういった方がほかのところへ行ってしまっているのか、次に来ないというような状況で、一番の原因はドライバー不足だと思います。それで、人数が86名から48名に減少しているというのは大きいですが、理由はそういったことでございます。

以上です。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 わかりました。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 大丈夫です。

【会長】 それでは、それ以外に質問、意見等ございましたら、挙手の上よろしくお願ひいたします。

【委員】 京王自動車と申します。社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会さんに質問ですが、車歴がかなり古い車があるということで、その車両の走行キロとかは把握されているのかというのと、実際乗られていて、何か不備が発生したりとかいうことはないかについてお聞きしたいのですが、お願ひいたします。

【会長】 よろしくお願ひします。

【瑞穂町社会福祉協議会】 瑞穂町社会福祉協議会と申します。よろしくお願ひします。

古い車両の走行距離につきましては、5万1,607キロとなっています。通常運行に関しましては、不備を感じた際にはその都度修理とか点検をさせていただいておりますので、今のところ常時重なるような不都合は感じておりません。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。続いて、NPO法人にあい福祉サービスさんにも同じ質問ですが、よろしいでしょうか。

【にあい福祉サービス】 NPO法人にあい福祉サービスです。お答え申し上げます。

1台リース車両、福祉車両ですが、走行距離が11万1,427キロです。この9月、日本財団へ福祉車両で申請したのですが、寄贈は外れまして、そういった経過があります。ということで、この距離ですので、来年度は当初予算でリース料を確保して、リース車両を新しく変えたいといった計画でございます。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。NPO法人福祉サービスハウスゆう様にも、同じ質問でよろしく申し上げます。

【福祉サービスハウスゆう】 福祉サービスハウスゆうです。1台だけ、アトレーですが、10万8,461キロメートルということで10万キロを超えています。今のところ事故とかいった不具合はないので、その都度サービスを専門にやっている工場があるので、そちらの修理工場に頼んでいて、今のところ問題なく走っています。様子を見ながら車両を入れかえようかということで相談はしています。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。続いてNPO法人南陽台地域福祉センター様にも同じ質問ですけれども、よろしいでしょうか。

【南陽台地域福祉センター】 南陽台地域福祉センターと申します。車歴10年以上の車両が3台あります。平成17年1月のものは、走行距離4万9,000キロで、実は先月の12月に買いかえたばかりのものです。ホンダのディーラーから中古車で買わせていただいたものです。平成20年7月のものは5万8,000キロ、平成21年7月のものは4万4,000キロとなっております。修理等は地元の整備工場と常に連携をとって見てもらっていますので、不具合等はございません。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。走行キロはあまり走っていないということなので、年数はたっていますけれども車検も通っているし、問題はないと思いますけれども、別件でドライバーさんの数が3名で、車両が4台ということですが、そちらは何か理由があるのでしょうか。

【南陽台地域福祉センター】 当方は在宅の介護事業をしておりますので、それでデイサービスとかケアマネジャー、訪問サービス提供責任者がご利用者様のご自宅にお伺いするときに車両を使っております、その空いている車両を使うということで、一応4台を登録させていただいています。

【委員】 ありがとうございます。続いて、社会福祉法人もくば会様にも同じ質問ですが、よろしいでしょうか。

【もくば会】 社会福祉法人もくば会です。よろしくお願ひいたします。

車両の走行距離は7万9,293キロです。こちらの車両は昨年、NPOコスモから団体ごとうちに、利用者も形態も全て移管されまして、そのときにコスモで使っていた車両もそのまま引き継いだ形になっております。コスモさんで使っていた車両をこの間車検も通しまして、そのときに壊れているところも全て修理いたしまして、現在もちゃんと走っている状況です。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。もう1カ所、NPO法人ハンディキャブゆづり葉様にも同じ質問ですが、お願ひいたします。

【ハンディキャブゆづり葉】 ハンディキャブと申します。よろしくお願ひいたします。

今現在の車両は10台ございますが、そのうち1台は10年を超えている車両、1台が今年10年を迎える車両でございます。10年を超えている車両は軽自動車でございますが、それは現在約7万2,000キロで、もう1台の今年10年を迎える車両が大型の車椅子対応でございますが、9万7,000キロを走っている車両でございます。定期点検、また車検と整備をしておりますし、車両についているリフト等についても点検しながら、今、通常どおり業務についているところでございます。過去の年数だけではないですが、10万を超えた段階で新たにリースに切りかえるとかいう対応をしておりますが、今現在使っている車両については走行距離ありますけれども、特に問題なく走っている状況でございます。

【委員】 どうもありがとうございます。10万キロで代替というようなことを想定していらっしゃるということではよろしいですか。

【ハンディキャブゆづり葉】 10万キロ、また10年とか、そういう年数で特に決めているわけではございません。車両によって長く使える車両については、過去の経過を見ますと、財団等から寄贈いただいた車両などにつきましては、10年走って、15万キロという車両もございますので、キロ数と年数ではなくて、ただ、一定の10年が1つの区切りになるかと思ひますし、10万キロは1つの判断材料になりますけれども、それをもってその場ですぐに切りかえるというような決定を今のところしているものではございません。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。それでは、ほかにご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。

【委員】 幹福社会です。これは運営協議会にお願いになるかと思うのですが、私も特別幹事会の委員として、各団体が安全に継続して活動ができるように、この特別幹事会もそういった気持ちで出席させていただいていますけれども、各団体の課題というのは、先ほど皆さんからご意見もあったとおり、車両の老朽化とか、ドライバー不足という問題が各団体にあるかと思います。そういった問題は各団体だけで解決していくというのが、もうNPOとしては難しい状況になっていることはわかるかと思いますが、どうしたらNPOがこの活動を継続していけるか、各自治体がどのようにサポートすれば継続できるかということを経営協議会でも検討していただければありがたいと思っているということが1点あります。

あともう一つですけれども、昨年10月の台風19号で、多摩地域でも大きな被害が出た地域があったと思います。そのときに公共交通機関が使えない移動制約者の方が、その中で避難された方もあったとは思いますが、避難できなかった方もいらっしゃると思うのです。その中には移動手段がなかったところで避難できなかった方もあったのかと、これは想像の話ですが、そのように感じております。今回八王子市さんが、八王子市でも被害が出た地域もあったと。11月に各団体を回り、実地検査的なことをやられていたかと思えます。そのときに移動制約者の方、利用者の方から、避難についての問い合わせがあったかどうか、もしかしたら各団体さんに確認していただいているかもしれませんけれども、そういったことをやっていただきたいと。今回の台風19号だけではなくて、特別にそういった災害が起こった際に、各自治体がNPOに実地検査に行かれるということがあれば、利用者のニーズを確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】 これは議事録に残りますので、しっかりと各自治体で情報共有させていただくということで、よろしいでしょうか。

続きまして、ほかにご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。

【委員】 ちょうど八王子移動サービス・ネットワークさんで、資料2-9には、70歳以上のドライバーの対応について「該当者なし」とありますけれども、こちらの資料ですと83歳という方がおまして、この83歳の方は常時的にやっているのか、サポートとしてやっているのか、こっちが該当なしであれば、この方はもうおやめになっているのかという、免許期限が令和2年5月9日までの3番の83歳、それかこれは誤植で間違えたのかとい

う質問です。ちょうど八王子移動サービス・ネットワークさんの様式2の3番目の方、83歳と書いてあるのです。こっちの八王子市の資料によると、対応について「該当者なし」となっています。

【八王子移動サービス・ネットワーク】 83歳のドライバーの件についてご説明します。この方はもともとタクシーの運転手さんをされまして、タクシーの運転手で定年になってからしばらく地域活動に参加していましたけれども、移動サービスに協力してやろうということで、運転講習をかけまして、実際に私ども同乗してみましたけれども、タクシーの運転手を長くやっていただけに非常に運転は上手でした。今度、75歳以上のドライバーは全部公安委員会のテストを受けることになっていますので、それでしっかりテストを受けさせて、テストを通らないとか、点数が低いという場合には考えなければいけませんけれども、公安委員会で問題なしと言ってくれば、引き続きこのまま協力してもらいたいと思っています。

以上です。

【委員】 こっちの資料は「該当者なし」と書いてあったのです。

【八王子市】 八王子市から補足させていただきます。こちらの様式に関しましては誤植になります。こちらが確認漏れをしておりました。該当が1名となります。

【委員】 ということですね。

【八王子市】 恐れ入ります、申しわけございません。

【委員】 タクシー業界からしてみると、83歳の現役ドライバーはいないというのが正しくて、どうしてかというのは急な体調不良があると。あと夜に関して言うと、目が見えなくなってしまう。特に雨が降っていると、バックとかしたときに境が見えなくなってしまうというようなのがあって、結果として、タクシー会社としては大体70、80というのはいる会社もありますけれども、この方は常時でやっているのか、それかわかりやすく言うと、サポートのため、念のために登録しているのかを確認したかったのです。今の話ですと、常時働いている方の中にこの方が入っているということでもよろしいですか。つまり常時、もうレギュラーメンバーの中に入っているということでもよろしいですか。

【八王子移動サービス・ネットワーク】 入っています。

【委員】 入っているということですね。わかりました。

【会長】 ありがとうございます。ほかに意見、ご質問等はございますか。

【委員】 桜美林大学です。先ほどから八王子市の方にいろいろ質問が集中してしまっ

恐縮ですけれども、私は運賃部分ではなく、さきの前半の回でもご質問させていただいたのですが、介助料のところ非常に気になっています。介助料というのは、私はほかの運営協議会の委員もやっていますけれども、中には3,000円とか5,000円、6,000円も介助料を取っているところもありまして、今日の八王子市の資料を見ても、介助料30分以内600円、1,000円とかばらつきがあるのですが、運送対象者を見ると同じようにばらつきもありますから、この辺はどういうふうに見たらいいのかという感じがするのです。というのは、ほかの運営協議会ですが、運賃部分は70円とか80円で、会費と介助料がすごく高いです。今、八王子市の方、団体が非常に多いこともありますけれども、もしよろしかったら何か感想とかご意見があれば教えていただければと。あるいは、わからなければ当事者の方にお聞きしてもよろしいですけれども、いかがでしょうか。

【八王子市】 八王子市ですが、介助料に関しましては団体にお任せしております。

【委員】 団体の方にお聞きしたいのですが、八王子保健生活協同組合、福祉サービスハウスゆう、南陽台地域福祉センター、八王子移動サービス・ネットワークの方々にお聞きしたいのですが、前半でもお聞きしたのですけれども、どういった介助をやっていらっしゃるのでしょうかというところを教えていただければと思います。別に反対とか、そういうことではありませんので。

【八王子保健生活協同組合】 八王子保健生活協同組合です。介助については、うちは契約のときに、利用者との間で身体的な介助はしないと約束しております。何をやるのかということについては、具体的には坂道の、かなり階段があるところを車椅子でもって上がっておうちに入るということについて、よいしょ、よいしょと上げて、それで中に入れる。それから、今度は車椅子で生活している方が中から降りてくるときに、非常に気をつけながらゴットン、ゴットンという形で降ろしていくということが1つ。そのような形でもって、坂道で車椅子の方を上げて、おうちまで上げるということが1つと、もう一つは買い物です。買い物に関しては、車椅子の方が買い物をするのに、ずっとつき添ってくれということで、品物を選びまして、選んだ品物をかごに入れて、そのかごに入れたものについてレジが終わった後、それを持つことはできないわけですから、それを持って別に彼ら、彼女たちを乗せて、荷台に荷物を置いて、おうちに行って、おうちで彼や彼女をおさめた後に荷物を部屋に届けるというような形でやっています。

それから、もう一つあったのは、かなり足腰が弱ってしまっていて、これは突然発生したのでしょうかけれども、相当弱った方が診察室に行って、診察室で立ってられない状態があ

って、座り始めたのです。座っていても、見ていられなくて、支えて診察の順番が来るまで、隣で支えてあげたということがあります。そういう介助に関しては、30分かかったときに、30分ごとに600円いただくというようにしております。そんな感じです。

【委員】 ありがとうございます。1点質問ですけれども、店舗のレジを通るときに金銭のやりとりの介助はやっていないのですか。

【八王子保健生活協同組合】 金銭のやりとりの介助とは何でしょうか。30分ごとに600円いただいています。

【委員】 そうでなくて、お店でレジを通るとき、買い物をするときの。

【八王子保健生活協同組合】 それはありません。それは我々が手を出すことはできない領域でございます。

【委員】 わかりました、ありがとうございます。よろしければサービスハウスゆうの方も、どんな介助内容なのか教えていただけますか。

【福祉サービスハウスゆう】 介護サービスゆうです。介助料というか、介護保険とか総合支援では取っていますけれども、介護サービスゆうの福祉有償運送についての介助料は30分で1,000円と高いのですが、これはお客さんの自宅から、例えば都営住宅の3階とか5階からエレベーターまで車椅子を押して行って、それで車椅子でエレベーターを通過してリフト車まで行くということで結構かかるのです。それから、1回というのは1つの行程だから、自分の部屋からリフト車へ行くまでと、目的地に着いて、その目的地から例えば病院の受付まで車椅子で押していくとかいうときに、介助料という形で30分1,000円となっていますが、実際にいただいているお客さんはそうはないので、車椅子の方が中心ですから。それが介助料の実情です。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。1つ質問させていただいていいですか。突っ込んでしまっているのですが、介護保険法や障害者総合支援法の事業所をお持ちと理解してよろしいですか。そこと両者のすみ分けはどうされているのですか。つまり法的に、法律を使った形でサービスをしたほうが1割負担なり、30分1,000円よりは安いですね。ケアマネジャーとも連携されているのでしょうかけれども、そこを教えていただければと思います。

【福祉サービスハウスゆう】 一応ケアマネから、乗降介助料ということで取っていいか、悪いかを聞いているのです。ケアマネに尋ねて乗降介助オーケーの場合は、福祉有償の乗降介助でやっています。それ以外のところはもう介護保険になります。

【委員】 ありがとうございます。よろしければ南陽台地域福祉センターさんも教えていただければ、簡単で結構です。

【南陽台地域福祉センター】 南陽台地域福祉センターです。当社も在宅介護をやっておりますので、具体的に言うと、ヘルパーさんがかかわれないところ、階段たった3段とか、5段とか、そういう方に関してはこちらでお手伝いさせていただいていますが、介助料はほとんど取っていません。

【委員】 そうすると、訪問介護事業所を併設していると理解してよろしいですか。そちらで身体介護なり生活援助でやっているということですね。乗降介助もやっていらっしゃるわけですか。

【南陽台地域福祉センター】 特に、ほとんど必要な方はいらっしゃらないので。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。せっかくですので、八王子移動サービス・ネットワークの方も教えていただければと思いますが、難しいですか。難しそうだったらいいです。

【会長】 いいですか。

【委員】 はい。ありがとうございます。大変参考になりました。

【会長】 それでは、ほかに質問、ご意見等がございましたら、挙手にてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 タクシーの労働組合の代表で出席しています。瑞穂町さんの定額制の運賃を取っていることでお伺いしたいですけれども、私は個別で単独開催しているほかの市の協議会にも参加してまして、そこで市内全額定額にしようということではじめられるところがあるのですが、定額制にした場合、ドライバーさんの最賃が出るのかどうかという議論になりまして、500円の定額では最賃を払えないのではないかという話になったのです。実際、ある一定の件数をこなす段階で市が補助を出すことになったので、そこは何とかなるのかということですが、先ほどドライバー不足でお客様の利用者の数も減っているところがありましたが、実際に運賃設定の中でドライバーさんの賃金体系はどうされているのかにすごく興味があるのです。実際に今、1013円の最低賃金が払えている体系がとられているのかどうかというのが、組合としてはそこに興味があると。

また、タクシーもドライバー不足ですけれども、同じような形で有償輸送の世界もドライバー不足なのかと思いますが、もう一つつけ加えると、今、国側の有償輸送の利用の拡大を

しようという動きがありますけれども、同じようにドライバー不足であれば、それは難しいのではないかと思っているのですが、現場としてはどうでしょうか、そこをお伺いしたいと思うのです。どなたかわかる方で結構です。できれば瑞穂さんの定額350円、市内とか町内、それから10キロまで700円、これで本当に合うのかどうかというのを、よろしくお願ひします。

【瑞穂町社会福祉協議会】 瑞穂町社会福祉協議会と申します。移送の運転協力員の方と社会福祉協議会とは雇用契約は結んでおりませんで、報酬という形でお渡ししております。住民参加型サービスという形の位置づけにしておりますので、報酬としてはお預かりしたお金プラスガソリン代といいますか、社会福祉協議会までおいでいただく協力員さんの足代といいますか、そこを若干プラスした金額で、1回1,400円という形で報酬としてお支払いしております。

以上です。

【にあい福祉サービス】 NPO法人にあい福祉サービスです。先ほどの定額制の関係ですが、にあい福祉サービスでは、キロ60円で、運転協力費として1時間900円ということとで実施しているわけですが、実際ドライバーさんに支払う報酬については、東京都の基準で1,015円を支払って、事実上、町の助成があったにしてもマイナスかというのが実態でございます。

以上です。

【会長】 今回の回答のみでよろしいですか。人材のところも全事業者に聞いたほうがいいですか。

【委員】 もしわかる範囲であれば、事業者の方、お願いできますか。今後の参考のために、人件費とかドライバーの料金、給料というか、どういう形で支払っているのかがわかれば。特に輸送の対価の設定をされていないところは、輸送だけですよね。多分、基本的に料金設定は輸送だけだと思いますけれども、輸送だけでその人件費がきちんと補填できているのかどうかはこちらとしてはすごく興味があるというか、ぜひそこは知りたいところですが、よろしくお願ひします。

【会長】 多分、移送サービス単体で、例えば利益が上がって云々というのは難しいかと思っていまして、私は自治体の人間ですけれども、どの自治体も何らかの基準によって補助金を支出して、そこで補填していただいたりとか、あと幾つかの種類介護サービス事業とかも一緒に併設しながら、その団体のスケールメリットの中でやっていただいているとい

うような状況は市内の団体からも聞いております。その中で人材の確保も、福祉人材とあわせて、特に有償運送についてはドライバーさんの高齢化の問題とかも感じるところであります。各自治体それぞれ自分のところの財政力に合わせて、できる限りの支援をしていると、一番財政力の低い清瀬がそうっておりますので、多分、ほかも同じような状況ではないかと思っております。それ以外でもし団体さんが、こんな工夫の中で何とかやれるというところがあればご紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

多分、お手が挙がらないというのは、単体では厳しい状況なのかと思っておりますので、その辺を酌んでいただいて、回答させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかに質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、後半の9団体、10件につきまして、特別幹事会では了承とさせていただきまして、運営協議会に諮りたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

それでは、以上で協議申請された団体、前半も含めまして、全ての審査を終了いたしました。

続いて次第の7、その他につきまして、事務局よりお願いします。

【特別幹事会事務局】 本日ご了承いただきました件につきましては、2月の運営協議会において特別幹事会会長より報告を行い、ご協議いただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会長】 それでは、次に運営協議会の事務局より何かございますか。

お願いします。

【運営協議会事務局】 運営協議会事務局の東大和市でございます。私から9月に調査をかけさせていただきました多摩地域福祉有償運送運営協議会運営方法等の見直し案に係る意見聴取の結果につきまして、令和2年1月10日付で運営協議会委員の皆様、特別幹事会委員の皆様、及び構成市町村宛てにメールまたは郵送にて送付させていただいております。この調査結果をもとにしまして、令和2年2月13日に開催いたします多摩地域福祉有償運送運営協議会におきまして、要綱改正案を協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

運営協議会事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、最後に、そのほか委員の皆様から何か情報提供、情報共有等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 先ほど、委員からもお話がありましたけれども、2月1日から三多摩地区、その周辺の近圏もそうですが、初乗り距離短縮運賃を導入する運賃改定を行わせていただきます。そこで、実質的には初乗り距離短縮ということで、短距離のお客様にとっては、運賃の値下げということで利用しやすくなるのですけれども、その反面で、およそというか1.714キロメートル以上の運送については、これまでの運賃より、全てご利用される方が高くなってしまうということで、実質的にタクシー業界としては約13年ぶりの値上げとなります。お手元に用意したタクシー・ハイヤー協会の広報のチラシが配られて…ないですね。詳しい内容については、東京ハイヤー・タクシー協会のホームページをごらんになっていただければ掲載されておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【会長】 情報提供ありがとうございます。それでは、ほかに何か。

よろしくお願ひします。

【委員】 あと、永続的に皆さんに続いてもらいたいという形なので、要綱とは別に、特別幹事会がなくなるという言い方がいいかどうかかわからないですけれども、勉強会、もしくは一番皆さんが、さっきも幹福社さんからもいろいろ話が出ていますが、運転手さんをどうやって募集するのかというのもあって、単体であると限界があるという形なので、有償運送協議会とか何かで、例えば職安と組んでそういうのをやってあげるとか。何らかやっついてかないと。ですから、この運営協議会として何か団体をサポートできるような形であれば、要綱とはまた別かもしれないですけれども、例えば年1回か2回かそのような運転手フェアみたいな形をするとか、何らか助けてあげないと、多分、人手不足倒産みたいな形で回らなくなってしまう可能性があるかもしれないので、そこら辺で何かいい知恵等があれば、協議会さんで検討していただいて、皆さんの知恵を合わせて、場合によっては雇用が絡まなければいけないという形であれば、極端な場合、タクシードライバーと一緒に何か募集するような形か何かにして、そうすると運転に興味がある方が来て、うちなんかも応募者は71歳の方とかも来るのです。定年が60なのでごめんなさいとかいう形も今月とかもあつたりとか、そのような方でも、場合によっては71歳の方でもやる気があつてという形になれば、

福祉有償運送で働いてみようか、貢献できるかというのものもあるかもしれないです。

そうすると、例えばタクシー業界も今、ドライバー不足でありますので、一緒にやってここにたまたま来た人で、ひょっとしたら、さっき出ましたけれども83ぐらいの方もいらっしゃるかもしれないです。ただ、そうした場合、そういう福祉有償運送の方で、どこもドライバーが少ないという形になっているので。ただ不思議なことに、うちは西東京市に事業所がありますけれども、そのドライバーが79名いたときに全員が全員西東京市ではないのです。通勤してくるというので、遠い方ですと八王子から通勤されている方がいて、「うちは国分寺営業所があるから国分寺営業所は？」と言っても、「いや」とか言って行かなかったりするので、そうすると、皆さん自分の市の中でしか考えないですけども、昔、幼稚園のころは八王子に住んでいたから、稲城に住んでいるけれども八王子だったらとか、そのような可能性もあるので、このように25市も集まっているので、要綱とは別に、本目的とは違ってしまいますけれども、せっかく集まるので、何らかそのようなスケールメリットを生かすような企画にしていただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして第3回の特別幹事会を閉会とさせていただきますが、今年はずごく件数が多いということで、3回の幹事会を開いております。また運営協議会は2回となりますが、幹事会につきましては今年度これが最後となりますので、拙い事務局でしたけれども、1年間にわたりましてやらせていただきまして本当にありがとうございます。次年度につきましても、運営協議会等々でまたしっかりやっていきたいと思っておりますし、公共交通のあり方、安全運行のあり方とか、移動手段の確保ということで、福祉と交通政策というところで、普段市の仕事の中では両方一緒に見ることはない、非常に有効な機会をいただけたと思っております。また来年度も引き続きこの会合をしっかりと運営していければと思っておりますので、委員の皆様には貴重なご意見を賜ればと思っております。本当にありがとうございます。

それでは、長時間にわたりまして行いました特別幹事会はこれもちまして終了とさせていただきます。本日は大変どうもありがとうございました。

— 了 —